

第7回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和4年12月23日（金）
- 2 開催時間 午後4時00分開会 午後5時08分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 24名
- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 工藤 美佐 | 2番 吉田 宏一 | 3番 深田 敬吾 |
| 4番 濱野 敏夫 | 5番 児玉 康英 | 6番 松金 栄治 |
| 7番 梶川 肇 | 10番 大塚 敏幸 | 11番 山口 善則 |
| 12番 室崎 公一 | 13番 山崎 博之 | 14番 落合 憲和 |
| 15番 窪田 さと子 | 16番 辻 浩志 | 17番 尾関 健一 |
| 18番 増地 孝昇 | 19番 岸塚 隆弘 | 20番 鹿内 淳一 |
| 21番 廣瀬 貢弘 | 22番 石崎 一彦 | 23番 山本 裕慈 |
| 24番 森 有宏 | 25番 飯田 祐一 | 26番 吉田 利彦 |
- 5 欠席委員 2名
- | | |
|---------|----------|
| 8番 河瀬 勉 | 9番 荒川 満雄 |
|---------|----------|
- 6 議事録署名委員
- | | |
|-----------|-----------|
| 13番 山崎 博之 | 14番 落合 憲和 |
|-----------|-----------|
- 7 議事内容
- (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第3号 農地等の転用許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第4号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (8) 議案第5号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
- | | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 事務局長 | 山名 克之 | 農地課長 | 境 憲行 |
| 農地係長 | 佐々木 正人 | 農地係主任 | 水野 晴基 |
| 農地係主任補 | 齊藤 千紘 | 農地係主任補 | 本間 大慎 |
| 農地係係員 | 伊藤 智哉 | | |

事務局長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第7回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局長	報告いたします。
	本日の出席委員は24名です。議席番号8番 河瀬委員、議席番号9番 荒川委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第3.次第にあるとおり、報告が3件、議案が5件、その他が1件です。
	(配付資料の確認)
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、13番 山崎委員、14番 落合委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。
	報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。
事務局(境課長)	(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明)
議長	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第3号につきましては、関連する内容の議案第1号及び第5号にて一括してご説明いたします。
兒玉調査委員長	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。11月分の調査結果について、兒玉調査委員長より報告をお願いします。
	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明の附番44、45の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	つづきまして、2 農地法第4条の転用に係る完了の確認の附番4の1件について現地調査したところ、工事の完了を確認いたしました。
	続いて、3ページ 3 農地法第5条の転用に係る完了の確認の附番4、5の2件について現地調査したところ、工事の完了を確認いたしました。
	次に、4 農地法第5条の一時転用に係る完了の確認の附番4、5の2件について現地調査したところ、工事の完了を確認いたしました。

		以上で、11月分の報告を終わります。
議長		ありがとうございました。
石崎調査委員長		次に、12月分の調査結果について、石崎調査委員長よりお願ひいたします。
		9日の調査ですが、4ページ 報告第2号 1 現況証明の附番46、47の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
		つづきまして、2 農地法第4条の転用に係る完了の確認の附番5の1件について現地調査したところ、工事の完了を確認いたしました。
議長		以上で、12月分の報告を終わります。
(委員)		ありがとうございました。
議長		以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
		(なし)
		特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。
		以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
		これより議案の審議に入ります。
事務局(齊藤主任補)		議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。
		議案の内容について、事務局より説明させます。
		農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。
		(議案第1号、附番19、20の2件の合意解約について朗読・説明)
		以上附番19から20の2件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議長		それでは審議に入ります。
		ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議長		ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
		次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(齊藤主任補)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
		(議案第2号、附番25の使用貸借1件、附番26の賃貸借1件、附番27の売買による所有権移転1件、附番28の贈与による所有権移転1件について調査票に基づき朗読、説明。)

	以上附番25から28の4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議長	それではまず、地区担当委員の意見を伺います。
山崎委員	附番26について、山崎委員よりお願ひいたします。
	それでは意見を申し上げます。附番26についてですが、借主は幕別町にて営農を行っている認定農業者です。家族の従事状況や保有している機械などの能力からみて、申請農地の全面的な利用はできるものと見込まれます。また、地域調和要件、周辺農地の影響については問題はないと考えております。 意見は以上です。
議長	ありがとうございました。
	次に附番27について、落合委員よりお願ひいたします。
落合委員	附番27について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であります。申請農地は昔は河川でしたが、現在は農地として、隣接農地と一緒に利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障がないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。 意見は以上です。
議長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
	次に、議案第3号「農地等の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤係員)	農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第3号、附番7の農業用施設の建設1件について、調査書に基づき朗読・説明) なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。
議長	それでは、地区担当委員の意見を伺います。
深田委員	附番7について、深田委員よりお願ひいたします。
	それでは意見を申し上げます。附番7です。既存敷地内には余地がなく、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われますので、申請農地を転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。
	ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。

	<p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(齊藤主任補)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、一般分(1)賃借権等の設定 附番51から57の7件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p>
事務局(本間主任補)	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(売渡) 附番5及び6の2件、(2)賃借権の設定 附番10から12の3件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>それでは議案第4号について審議に入りますが、1 一般分 (1) 賃借権等の設定 附番51については飯田会長職務代理者が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。</p>
	<p>【飯田会長職務代理者退席】</p>
議長	<p>それでは、1 一般分 (1) 賃借権等の設定 附番51について審議を行います。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、附番51については原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>【飯田会長職務代理者着席】</p>
議長	<p>続けて、1 一般分 (1) 賃借権等の設定 附番51を除く11件について審議に入れます。</p> <p>事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>次に、議案第5号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(本間主任補)	<p>農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。</p> <p>(議案第5号、附番10及び11の2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
議長	<p>以上につきましては、北海道農業公社による買入が特に必要と認められることから、帶広市長に対し、同公社による買入協議を行うよう要請するものです。</p>
	<p>それでは審議に入れます。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>

議長	ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。
事務局(水野主任)	<p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>続いて「その他」に入ります。</p> <p>「地域計画の策定について」、事務局より説明させます。</p> <p>(「地域計画の策定について」の説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。</p> <p>わからないこともあります、ひとつひとつ進めていくしかしょうがないのかなと感じています。</p> <p>(山崎委員挙手) 山崎委員、どうぞ。</p>
山崎委員	<p>伺いたいのですが、目標地図を作成するにあたり、農業委員が聞き取りをし、貸したい人借りたい人が何人かずついた場合、最終的にそれらを割り振るのは誰が行うのか。農業委員が行うのかそれともどこかと協議して決めるのか。</p>
事務局(水野主任)	<p>現在想定してるものとしては、公社売買や3条売買のあっせんと同様に、農業委員が調整するものと考えている。</p>
山崎委員	<p>制度が変わっても、利用集積計画の業務は変わらないということだが、10年後という部分で、離農する予定があるとはっきりわかる場合は事前協議を進めた中で農業委員が割り振るという考え方でよいか。</p>
事務局(水野主任)	<p>大筋はそのとおりとなる。もう少し説明を加えると、現状の農地台帳や地図を基本に全件聞いて回るのではなく、耕作者が変わりそうなところを目標地図として整理することで考えており、農水省も同様の考え方を示している。地域計画は一度決めたら終わりではなく、随時更新してよいと示されていることから、調整がつかない場合は現状のままとし、調整がついた段階で地域計画を変更することでよい。変わりそうだからといって、期限までに次の耕作者を決めなければならないというものではないと考えている。</p>
山崎委員	<p>もう一点伺います。基本的には利用集積に代わる制度のことだが、3条に関してこの計画に反映しないことですか。</p>
事務局(水野主任)	<p>国は、権利移動させる場合は地域協議の結果である目標地図に従って公社を通すという考えである。3条の扱いについては現在議論されているところだが、親子間での相続や使用貸借など、身内同士の場合を想定している。第三者への権利移転の場合は公社を活用することになる。</p>
議長	<p>山崎委員、よろしいでしょうか。他に何か質問ございますか。</p> <p>(吉田(宏)委員挙手) 吉田宏一委員、どうぞ。</p>
吉田(宏)委員	<p>出し手が地域の方なら誰でもいいですよと言ってくれればよいが、将来の後継者がいないのにも関わらず、売らない、貸さないという意向を示された場合の扱いについて危惧している。</p>

事務局(水野主任)	意向として今は手放すつもりがないのであれば、現状を地図に落とし込むこともある。協議が難しい場合についても同様。調査対象者にどこまで求めるかといった力加減については検討させてほしい。
吉田(宏)委員	今すぐということではなく、今後勉強しながらと思っている。 もう1点。11月28日の地区別研修会での質問の中に、北海道ルールみたいなものがあると言っていたようですが、どういったものか。
事務局(境課長)	北海道に限定したものではないが、農地の集積率など国が定める目標を満たしており、将来に渡り安定的に担い手が耕作されることがわかるのであれば、現状地図を目標地図としてもよいというもの。基本要綱の中に記載されている。
議長 (委員)	吉田宏一委員、よろしいでしょうか。他に何か質問ございますか。 (なし)
議長 (委員)	10年後のこととはわからないので、都度対応するしかないと思っている。情報が入り次第、隨時お伝えしていくこととしたい。 他になければ、以上で終了いたします。 予定されていた案件は以上となります、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。 (なし)
事務局(佐々木係長)	特に無いようですので、以上で終了いたします。 次に、事務局より連絡事項を説明させます。 (事務局から連絡事項の説明)
議長 (委員)	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。 (なし)
吉田会長 議長 事務局長	(年末を迎えるにあたっての挨拶) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 ご起立願います。お疲れさまでした。